

I 働く女性の状況

第1章 平成22年の働く女性の状況

第1節 概況

平成22年の女性の労働力人口は2,768万人と前年に比べ3万人減少し、2年ぶりの減少となった。男性は3,822万人と、25万人減少し3年連続の減少となった。この結果、労働力人口総数は前年より27万人減少し6,590万人となったが、労働力人口総数に占める女性の割合は過去最高の42.0%（前年差0.1%ポイント上昇）となり、3年連続の上昇となった。また、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、48.5%（男性71.6%）と前年と同率であった。

女性雇用者数は2,329万人となり、前年に比べ18万人増加し、2年ぶりの増加となった。一方男性雇用者数は3,133万人となり前年に比べ16万人減少し、3年連続の減少となった。なお、雇用者総数に占める女性の割合は過去最高の42.6%（前年差0.3%ポイント上昇）となり、3年連続の上昇となった。

女性雇用者は産業別には、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」等で、また、職業別には、「専門的・技術的職業従事者」、「保安職業、サービス職業従事者」等で増加した。

女性の完全失業者数は127万人となり、前年に比べ6万人減少し、3年ぶりの減少となった。完全失業率については、前年に比べ0.2%ポイント低下し4.6%となり3年ぶりの低下となったが、男性は5.4%と前年に比べ0.1%ポイント上昇し、完全失業率の男女差が過去最大となった。

平成22年の10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、26万1,800円（前年同）、うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は24万4,000円（前年比0.3%減）となった。また正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は18万900円（同0.1%減）、所定内給与額は17万900円（同0.7%減）となった。

平成22年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は126.9時間（前年差0.7時間増）、うち所定内労働時間は121.6時間（同0.5時間増）であった。

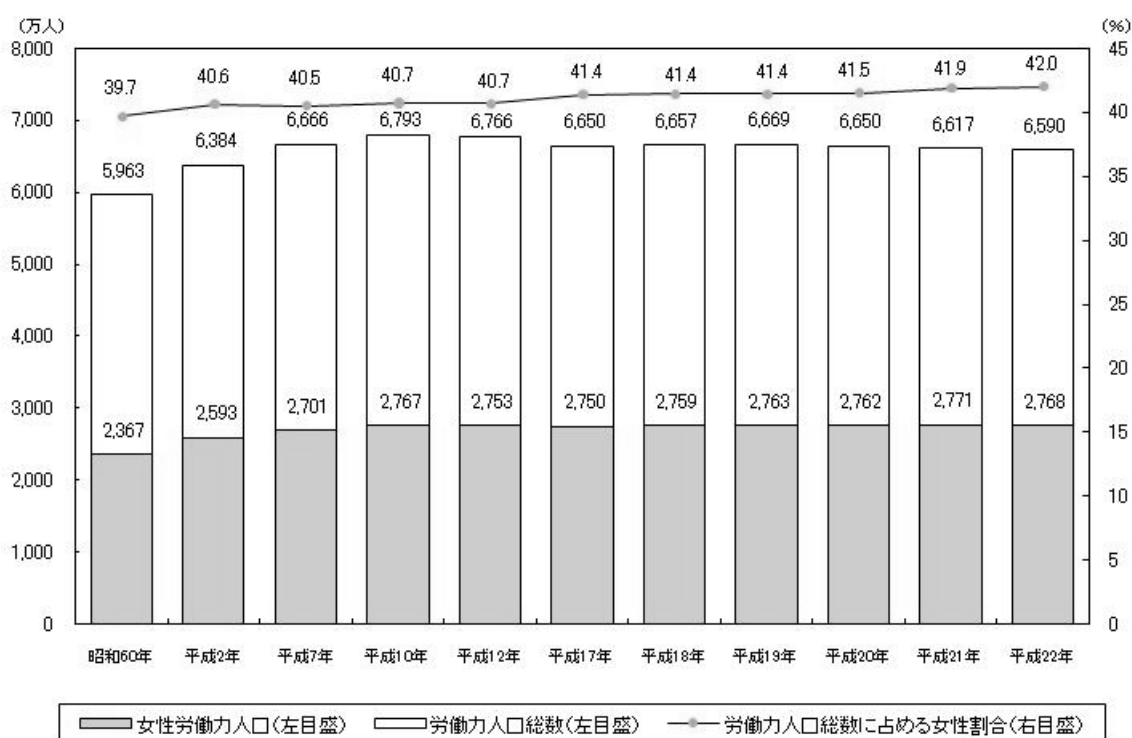
第2節 労働力人口、就業者、雇用者の状況

1 労働力人口

(1) 労働力人口 ～女性は2年ぶりの減少、男性は3年連続の減少

総務省統計局「労働力調査」によると、平成22年の女性の労働力人口は2,768万人と前年に比べ3万人減少（前年比0.1%減）し、2年ぶりの減少となった。男性は3,822万人と、25万人減少（同0.6%減）し、3年連続の減少となった。この結果、労働力人口総数は前年より27万人減少（同0.4%減）し6,590万人となったが、労働力人口総数に占める女性の割合は過去最高の42.0%（前年差0.1%ポイント上昇）となり、3年連続の上昇となった（図表1-2-1、付表1）。

図表1-2-1 労働力人口及び労働力人口総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(2) 労働力率 ～女性は前年同、男性は13年連続の低下

平成22年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、48.5%と前年と同率であった。男性は前年に比べ0.4%ポイント低下し、71.6%と13年連続の低下となった。

生産年齢（15～64歳）についてみると、女性の人口は4,031万人（前年差25万人減）、労働力人口は2,544万人（前年差9万人減）、労働力率は63.1%となってお

り、労働力率は8年連続の上昇（前年差0.2%ポイント上昇）で、過去最高を更新した。男性は人口4,082万人（前年差26万人減）、労働力人口3,461万人（前年差24万人減）、労働力率は84.8%（前年同）であった（付表2、3）。

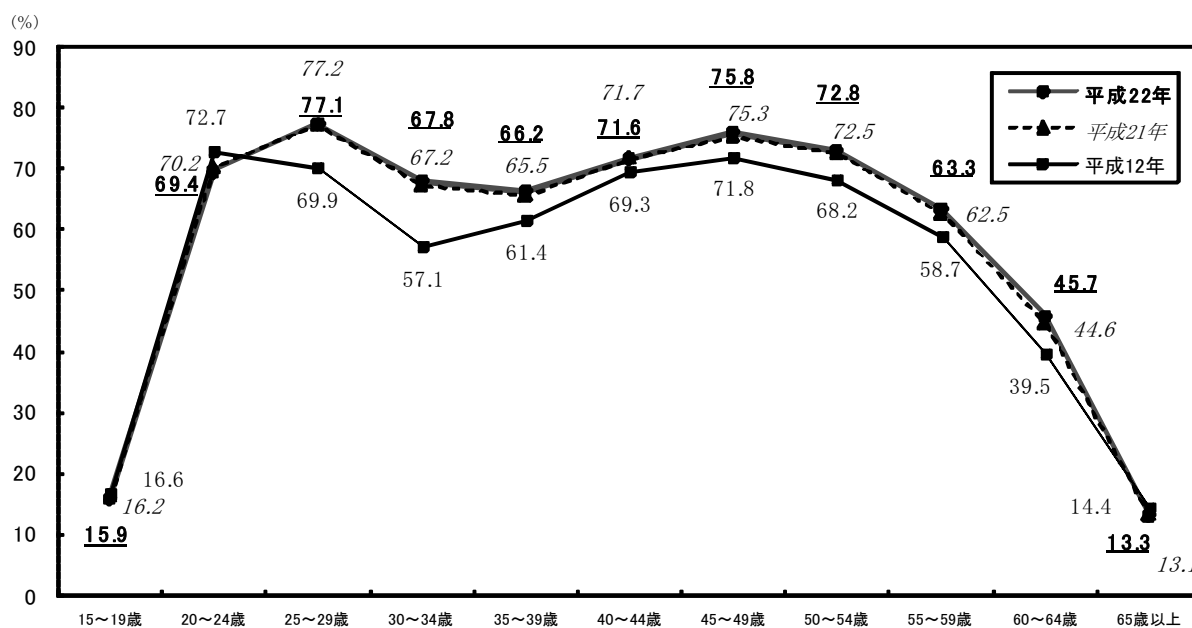
(3) 年齢階級別労働力率

～M字型カーブの底（35～39歳）の労働力率が0.7%ポイント上昇し過去最高

平成22年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「25～29歳」（77.1%）と「45～49歳」（75.8%）を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は0.7%ポイント上昇し、過去最高の66.2%となった。

また、10年前と比べ多くの年齢階級で労働力率は上昇しているが、上昇幅が最も大きいのは「30～34歳」であった（平成12年から10.7%ポイント上昇）（図表1-2-2、付表3）。

図表1-2-2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成12、21、22年）

(4) 女性の配偶関係別労働力率

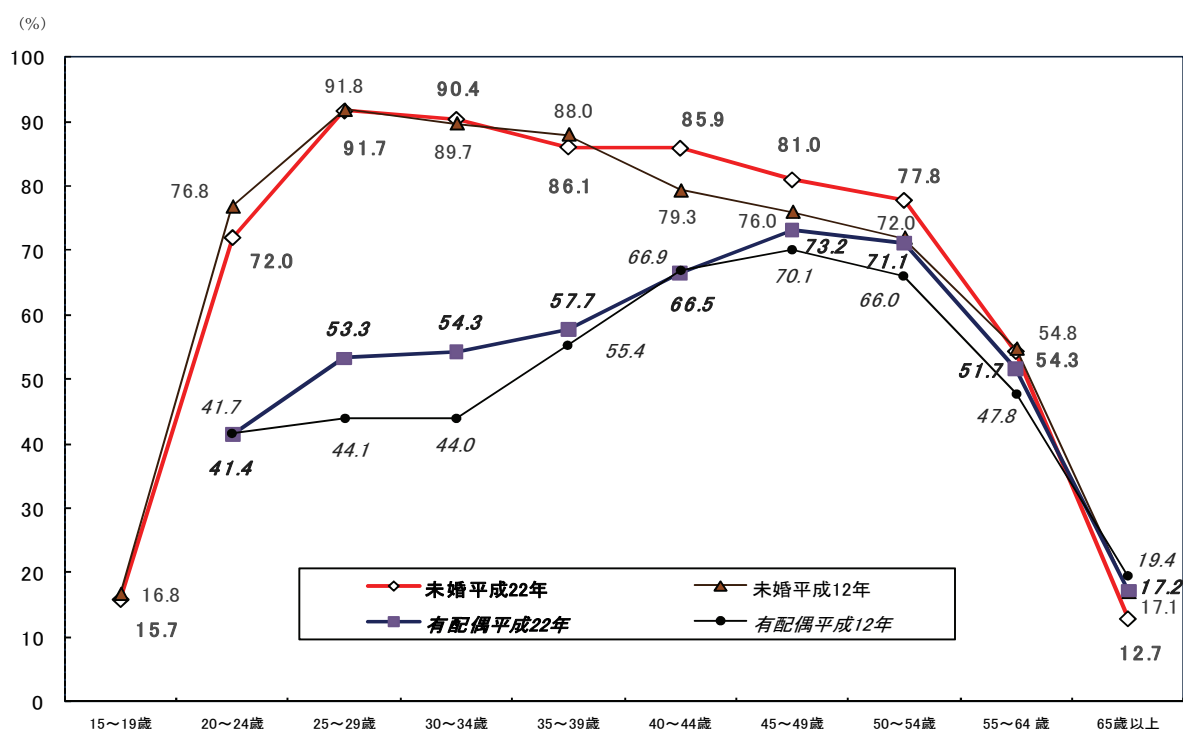
～「25～29歳」、「30～34歳」の有配偶者の労働力率上昇幅大

配偶関係別に平成22年の女性の労働力率をみると、未婚者は63.4%、有配偶者は49.2%、死別・離別者は29.5%となっている。未婚者の労働力率は前年に比べ0.3%ポイント低下、有配偶者は0.2%ポイント上昇し、死別・離別者は前年と同じ

であった（付表4）。

年齢階級別の労働力率を10年前（平成12年）と比べると「30～34歳」が最も上昇（10.7%ポイント上昇）していたが、これを配偶関係別にみると、未婚者の「30～34歳」の労働力率の上昇幅は0.7%ポイントであるが、有配偶者については10.3%ポイントと上昇幅が大きくなっている。また、「25～29歳」の有配偶者の労働力率も10年前に比べ9.2%ポイントの上昇となっており、上昇幅が大きい（図表1-2-3、付表6）。

図表1-2-3 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成12、22年）

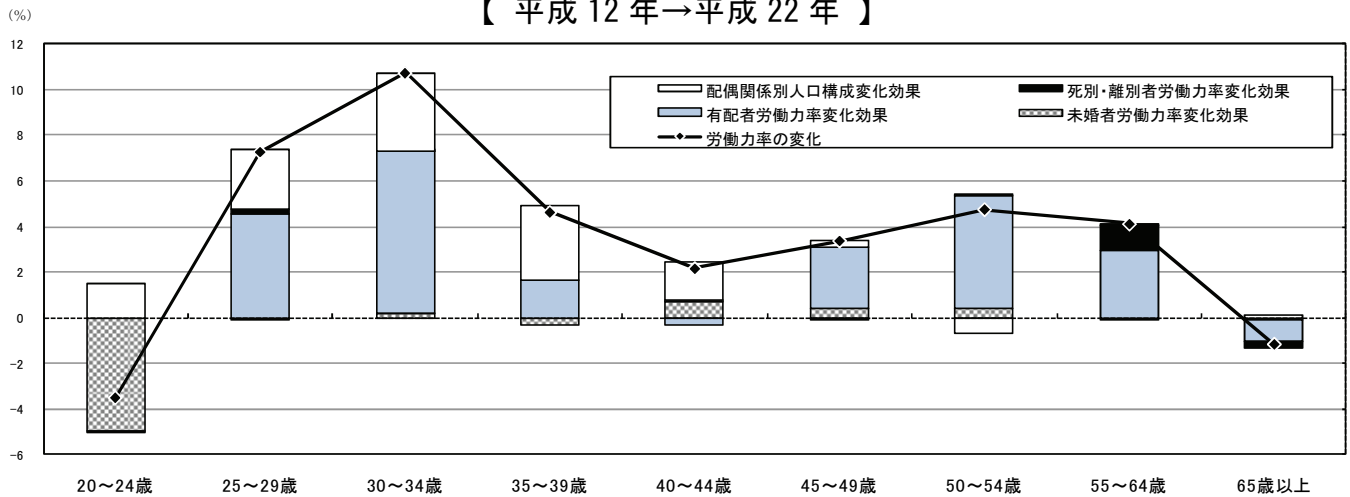
この10年間の労働力率の変化を配偶関係別の構成比の変化要因と配偶関係別の労働力率の変化要因に分解すると、「30～34歳」については、未婚者割合の上昇（平成2年24.7%、平成12年32.9%）等配偶関係別の構成比の変化効果もあるが、有配偶者の労働力率の上昇による変化効果が大きかったことが確認できる。「25～29歳」についても有配偶者の労働力率の上昇による効果が大きい、未婚者割合の上昇（平成2年52.4%、平成12年59.7%）等配偶関係別の構成比の変化効果も同程度の大きさだったことが確認できる。

さらに、10年間の変化を平成12年から17年までの5年間と平成17年から22年までの5年間に分けてみると、平成12年から平成17年にかけては、「25～29歳」、

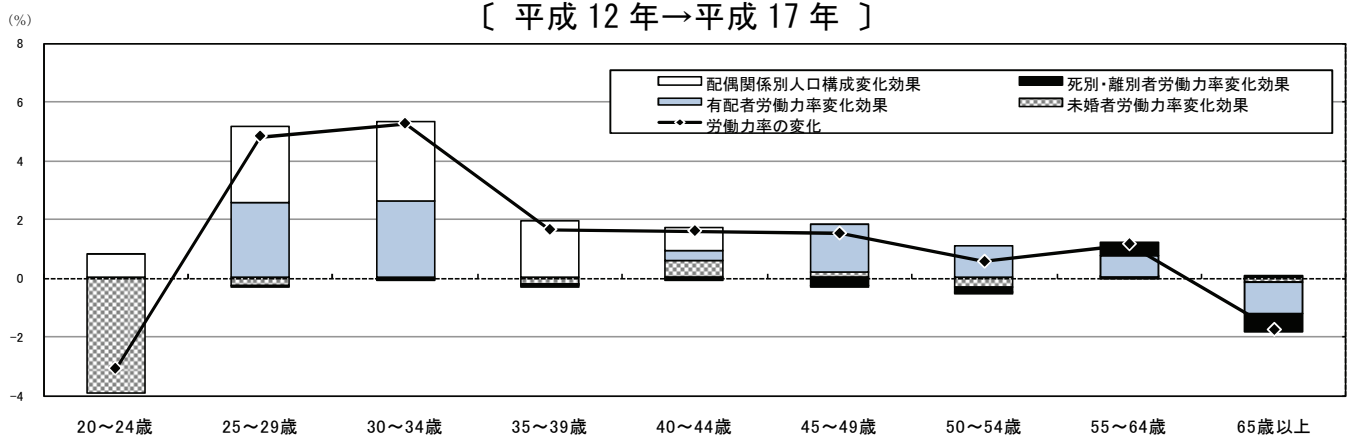
「30～34歳」とともに、配偶関係別の構成比の変化効果と有配偶者の労働力率の変化効果が同程度だったが、平成17年から平成22年までの変化は配偶関係別の構成比の変化効果は小さく、有配偶者の労働力率の変化効果の寄与が大きかったことが確認できる（図表1-2-4）。

図表1-2-4 女性の労働力率変化の要因分解

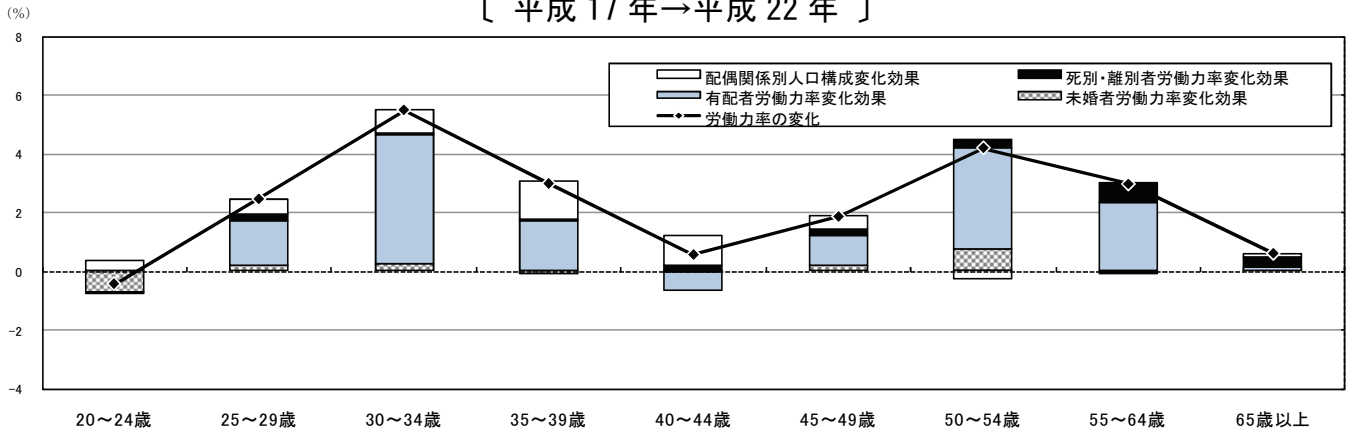
【平成12年→平成22年】



〔平成12年→平成17年〕



[平成 17 年→平成 22 年]



資料出所：総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局試算
 (注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum Ni\alpha_i}{N} \text{より}$$

$$\Delta\alpha = \frac{\sum (Ni + \frac{\Delta Ni}{2}) \Delta\alpha_i}{N + \Delta N} + \frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta\alpha_i}{2} - \alpha) \Delta Ni}{N + \Delta N}$$

労働力率変化効果 配偶関係別人口構成変化効果
 N：15歳以上人口 α＝労働力率
 (△は配偶関係計、添字 i は配偶関係別を表す)

(5) 非労働力人口 ～女性は2年ぶりの増加、男性は19年連続の増加

平成22年の女性の非労働力人口は2,941万人となり、前年に比べ5万人増加(前年比0.2%増)し、2年ぶりの増加となった。主な活動状態別にみると、「家事」は1,602万人(前年差8万人減、前年比0.5%減)と前年に比べ減少したが、「通学」は322万人(同2万人増、同0.6%増)、「その他(高齢者など)」は1,017万人となり、前年より10万人増加(前年比1.0%増)した。構成比(女性非労働力人口総数に占める割合)は、「家事」54.5%、「通学」10.9%、「その他(高齢者など)」34.6%となっている。

平成22年の男性の非労働力人口は1,512万人となり、前年に比べ19万人増加(前年比1.3%増)し、19年連続の増加となった。主な活動状態別にみると、「家事」53万人(前年差6万人増、前年比12.8%増)、「通学」376万人(前年差4万人減、前年比1.1%減)、「その他(高齢者など)」1,083万人(同16万人増、同1.5%増)となっている。構成比(男性非労働力人口総数に占める割合)は、「家事」3.5%、「通学」24.9%、「その他(高齢者など)」71.6%となっている(付表7)。

2 就業者及び完全失業者

(1) 就業者数及び就業率 ～女性は3年ぶりに増加、男性は3年連続の減少

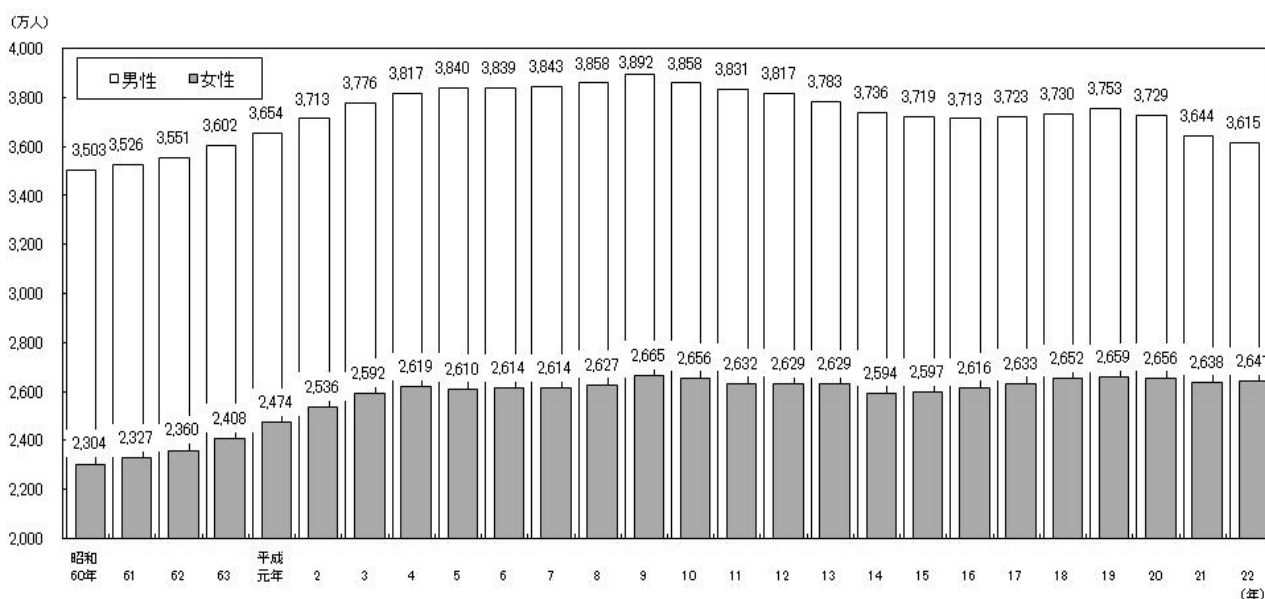
総務省統計局「労働力調査」によると、平成22年の女性の就業者数は2,641万人となり、前年に比べ3万人増加（前年比0.1%増）し、3年ぶりの増加となった。就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は46.2%で、前年と同率であった。

男性の就業者数は3,615万人と29万人減少（同0.8%減）し、3年連続の減少となった。就業率は前年に比べ0.5%ポイント低下し67.7%となり、3年連続の低下となった（図表1-2-5、付表8）。

女性の就業者数を従業上の地位別にみると、「雇用者」2,329万人（女性の就業者総数に占める割合は88.2%）、「家族従業者」155万人（同5.9%）、「自営業主」146万人（同5.5%）となっている。「雇用者」は、2年ぶりに増加（前年差18万人増、前年比0.8%増）したが、「家族従業者」は23年連続の減少（前年差11万人減、前年比6.6%減）、「自営業主」は2年ぶりの減少（同4万人減、同2.7%減）であった。

男性は、「雇用者」3,133万人（男性の就業者総数に占める割合は86.7%）、「自営業主」433万人（同12.0%）、「家族従業者」34万人（同0.9%）となっている。「雇用者」は3年連続の減少（前年差16万人減、前年比0.5%減）、「自営業主」は11年連続の減少（同12万人減、同2.7%減）、「家族従業者」は6年連続の減少（同2万人減、同5.6%減）であった（付表8、9）。

図表1-2-5 男女別就業者数の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(2) 完全失業者数及び完全失業率

～完全失業率の男女差が過去最大

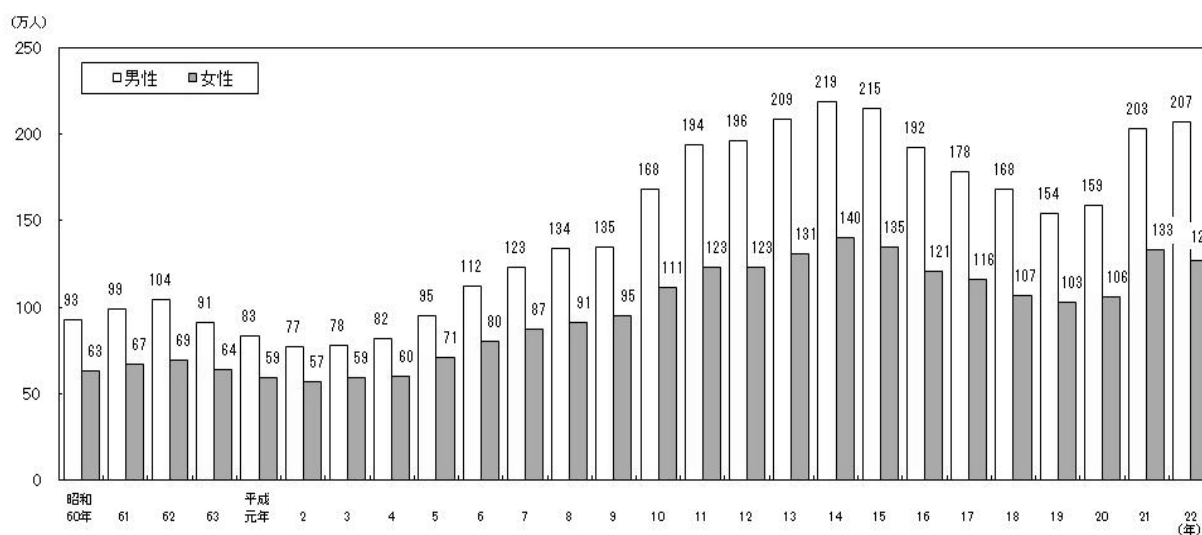
平成 22 年の完全失業者数は、女性が 127 万人となり、前年に比べ 6 万人減少（前年比 4.5%減）し、3 年ぶりに減少した。男性は 4 万人増加（同 1.9%増）し、207 万人となり 3 年連続の増加であった（図表 1-2-6、付表 10）。

平成 22 年の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、女性は 4.6% となり 0.2%ポイント低下し、3 年ぶりの低下となった。男性は 5.4%となり 0.1%ポイント上昇し、3 年連続の上昇となった（図表 1-2-7、付表 10）。

なお、完全失業率の男女差は 0.8%ポイントと、過去最大となった。

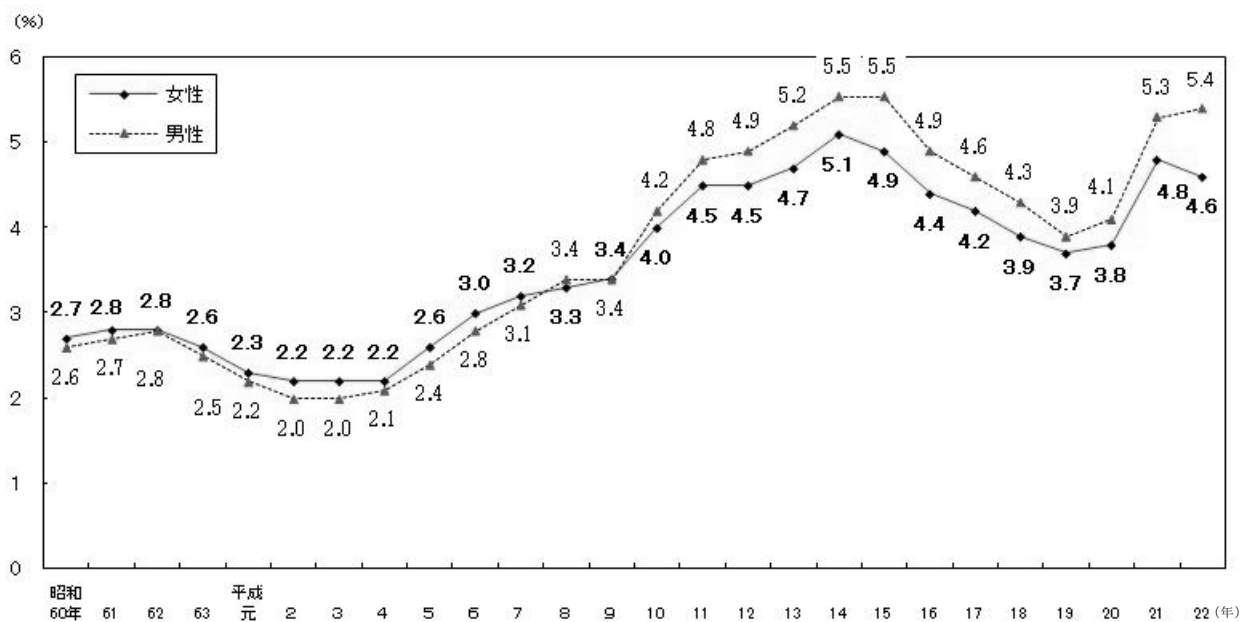
年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、35～44 歳までは女性が男性よりも高くなっている（図表 1-2-8、付表 12）。

図表 1-2-6 男女別完全失業者数の推移



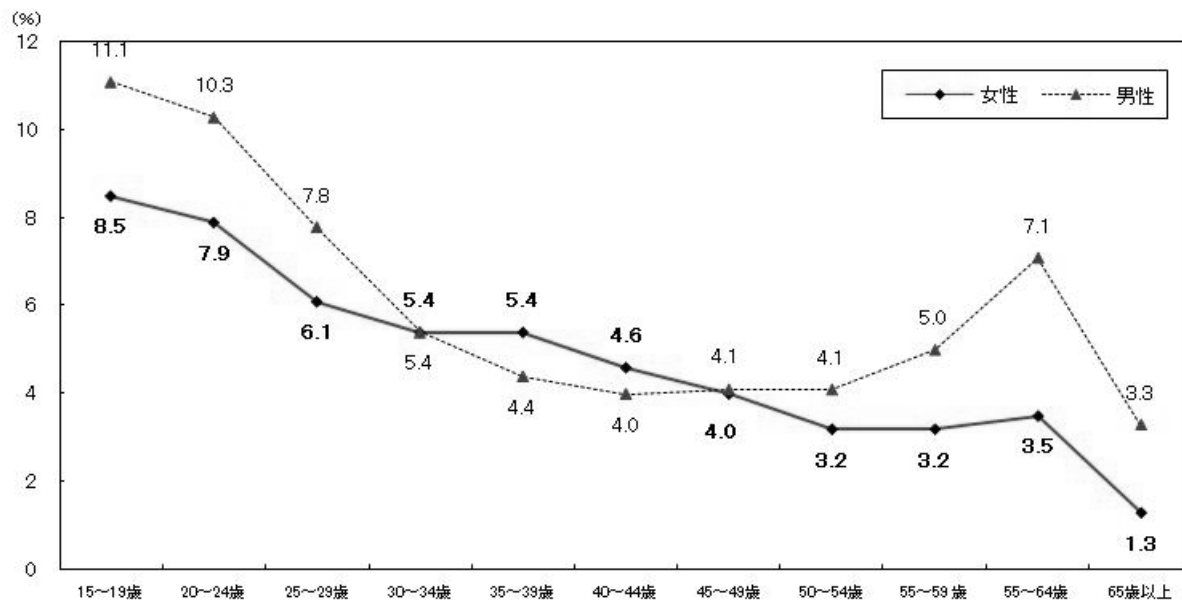
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表 1-2-7 男女別完全失業率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表 1-2-8 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成 22 年)

3 雇用者

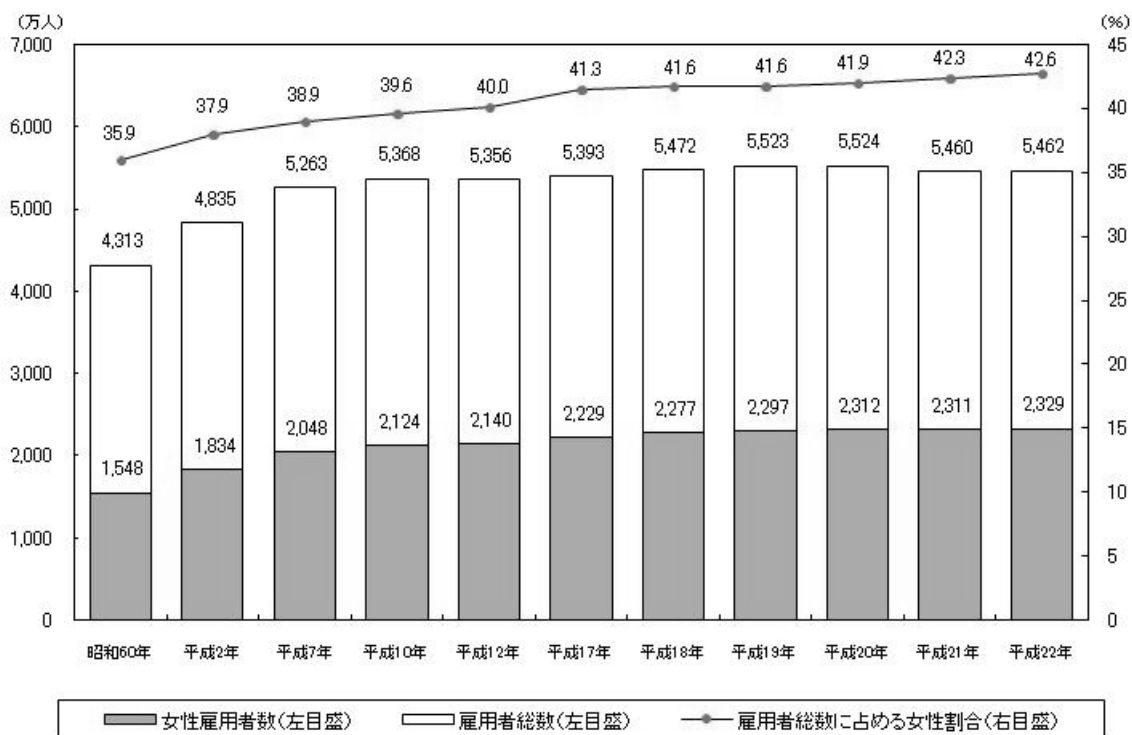
(1) 雇用者数 ～女性雇用者数が過去最多に

総務省統計局「労働力調査」によると、平成 22 年の雇用者数は、女性は 2,329 万人となり、前年に比べ 18 万人増加（前年比 0.8%増）し、過去最多となった。

男性は 3,133 万人と 16 万人減少（同 0.5%減）し、3 年連続の減少となった。

雇用者総数（5,462 万人）は前年に比べ 2 万人増加（同 0.04%増）した。雇用者総数に占める女性の割合は過去最高の 42.6%（前年差 0.3%ポイント上昇）となり、3 年連続の上昇となった（図表 1-2-9、付表 14-1、16）。

図表 1-2-9 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(2) 年齢階級別雇用者数 ～男女とも「35～39歳」が最も多い

平成 22 年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、「35～39 歳」が 279 万人（女性雇用者総数に占める割合 12.0%）と最も多く、次いで「40～44 歳」270 万人（同 11.6%）、「45～49 歳」263 万人（11.3%）の順となっている。前年と比べると、「60～64 歳」が最も増加し（前年差 18 万人増、前年比 11.5%増）、次いで「45～49 歳」（同 9 万人増、同 3.5%増）、「65 歳以上」（同 8 万人増、同 7.3%増）の順となっている。

平成 22 年の男性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは「35～39 歳」で 420 万人（男性雇用者総数に占める割合 13.4%）、次いで「40～44 歳」368 万人（同 11.7%）、「30～34 歳」360 万人（同 11.5%）の順となっている。前年と比べると、「35～39 歳」、「40～44 歳」、「45～49 歳」、「60～64 歳」、「65 歳以上」は増加しているが、その他の年齢階級では減少しており、特に「55～59 歳」（前年差 19 万人減、前年比 5.6%減）、「30～34 歳」（同 14 万人減、同 3.7%減）で減少が大きくなっている（付表 14-1、14-2）。

(3) 産業別雇用者数

～女性雇用者「医療、福祉」が初めて「卸売業、小売業」を上回る

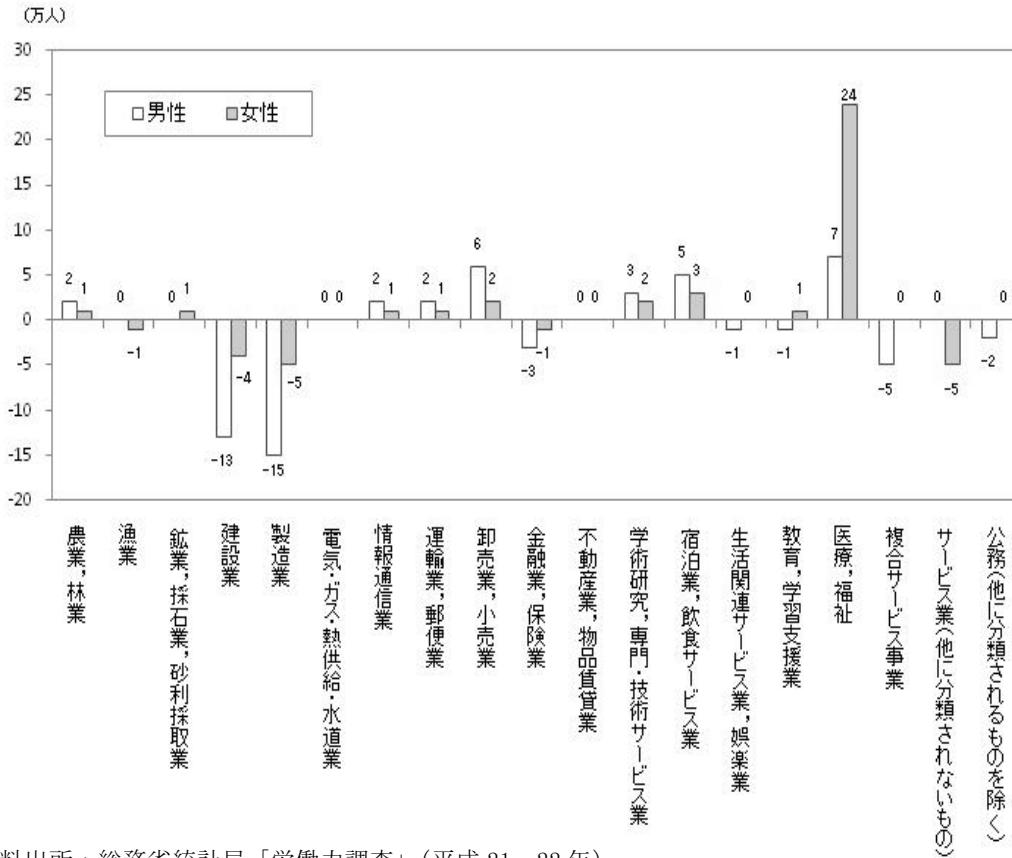
平成 22 年の女性雇用者数を産業別にみると、「医療、福祉」が 483 万人（女性雇用者総数に占める割合 20.7%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」477 万人（同 20.5%）、「製造業」292 万人（同 12.5%）、「宿泊業、飲食サービス業」196 万人（同 8.4%）の順となっている。前年に比べ増加幅が大きい産業は、「医療、福祉」（前年差 24 万人増、前年比 5.2%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同 3 万人増、同 1.6%増）であった。一方、「製造業」（同 5 万人減、同 1.7%減）や「サービス業（他に分類されないもの）」（同 5 万人減、同 2.8%減）は減少幅が大きかった。

また、比較可能な平成 19 年以降の動きをみると、初めて「医療、福祉」が、「卸売業、小売業」を上回る結果となった。

男性については、「製造業」が 704 万人（男性雇用者総数に占める割合 22.5%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」466 万人（同 14.9%）、「建設業」344 万人（同 11.0%）、「運輸業、郵便業」271 万人（同 8.6%）の順となっている。前年に比べ増加幅が大きい産業は、「医療、福祉」（前年差 7 万人増、前年比 5.4%増）、「卸売業、小売業」（同 6 万人増、同 1.3%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同 5 万人増、同 4.3%増）であった。一方、「製造業」（同 15 万人減、同 2.1%減）や「建設業」（同 13 万人減、同 3.6%減）、「複合サービス事業」（同 5 万人減、同 16.1%減）は減少幅が大きかった。

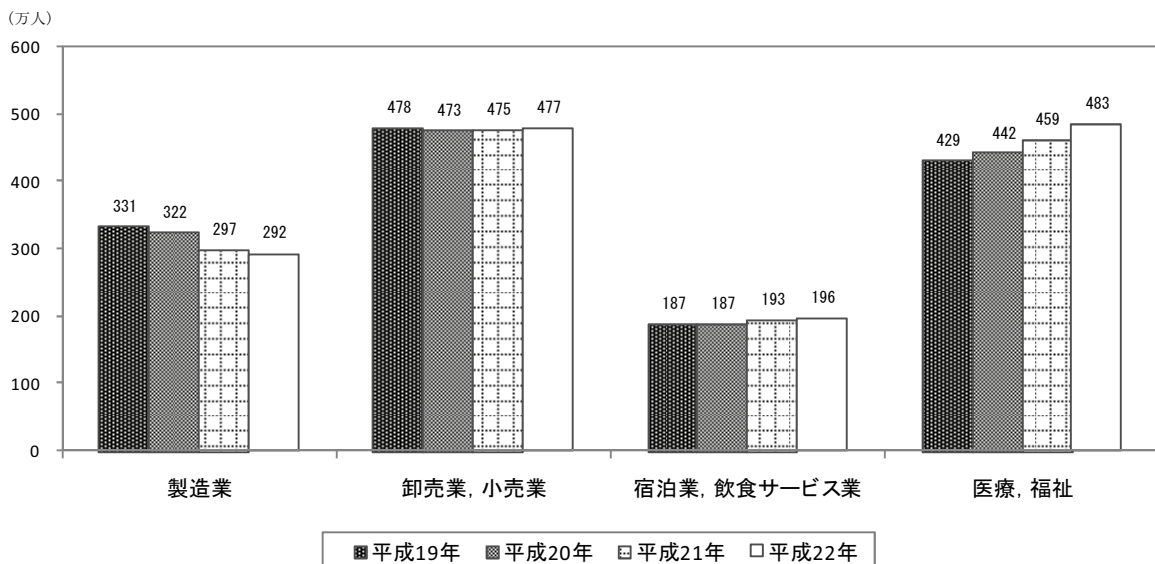
なお、雇用者数に占める女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）が 5 割以上の産業は、「医療、福祉」（77.9%）、「宿泊業、飲食サービス業」（62.0%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（59.7%）、「教育、学習支援業」（52.9%）、「金融業、保険業」（52.5%）、「卸売業、小売業」（50.6%）となっている（図表 1-2-10、11、付表 15、16）。

図表 1-2-10 産業別雇用者数の対前年増減（平成 22 年）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成 21、22 年）

図表 1-2-11 主な産業の女性雇用者数の推移



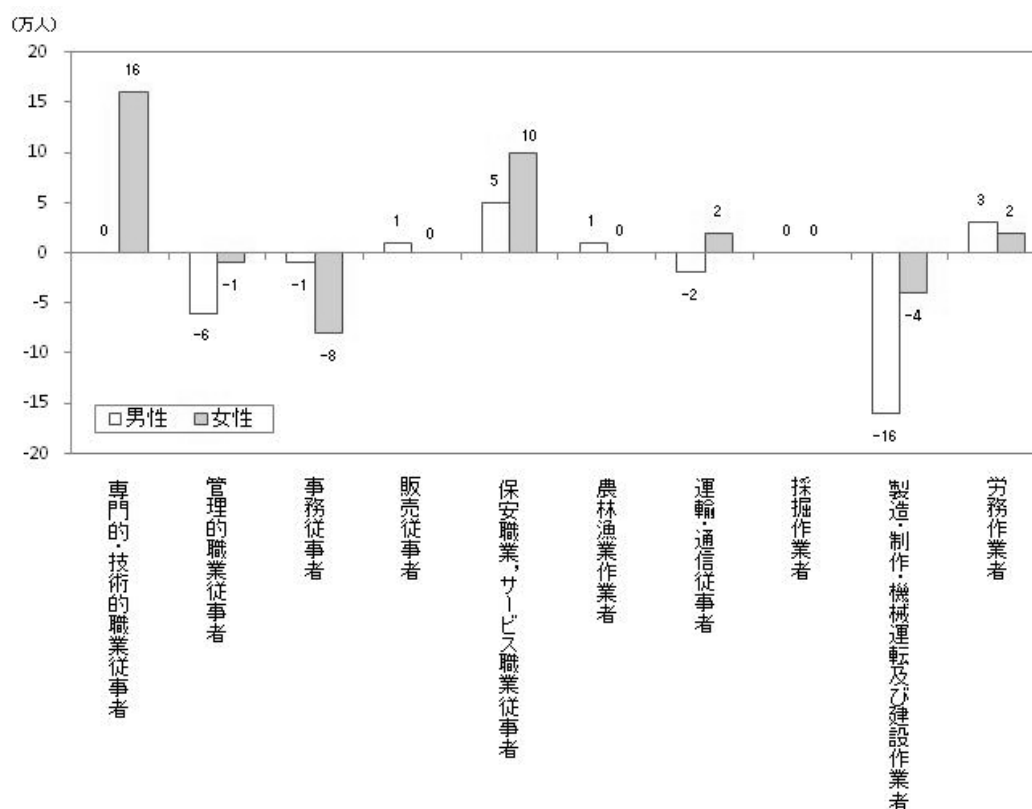
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(4) 職業別雇用者数 ～男女とも「製造・制作・機械運転及び建設作業者」減少

平成 22 年の女性の雇用者数を職業別にみると、「事務従事者」が 746 万人（女性雇用者総数に占める割合 32.0%）と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」432 万人（同 18.5%）、「保安職業，サービス職業従事者」404 万人（同 17.3%）、「販売従事者」279 万人（同 12.0%）の順となっている。前年に比べ「事務従事者」は 8 万人減少（前年比 1.1%減）し、減少幅が大きかった。一方、「専門的・技術的職業従事者」（同 16 万人増、同 3.8%増）、「保安職業，サービス職業従事者」（同 10 万人増、同 2.5%増）は増加幅が大きかった。

男性は、「製造・制作・機械運転及び建設作業者」が 846 万人（男性雇用者総数に占める割合 27.0%）と最も多く、次いで「事務従事者」502 万人（同 16.0%）、「販売従事者」466 万人（同 14.9%）、「専門的・技術的職業従事者」447 万人（同 14.3%）の順となっている。前年に比べ「保安職業，サービス職業従事者」は 5 万人増加（前年比 1.7%増）し、最も増加幅が大きかった。一方、「製造・制作・機械運転及び建設作業者」は 16 万人減（同 1.9%減）、「管理的職業従事者」は 6 万人減（同 4.0%減）となっており、減少幅が大きかった（図表 1-2-12、付表 17-1、17-2）。

図表 1-2-12 職業別雇用者数の対前年増減（平成 22 年）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成 21、22 年）

(5) 企業規模別雇用者数 ～男女とも「1～29人」が減少

雇用者数のうち、平成22年の女性の非農林業雇用者数は2,305万人となり前年に比べ17万人の増加（前年比0.7%増）となった。男性の非農林業雇用者数は3,104万人となり、前年に比べ18万人の減少（前年比0.6%減）となった。

非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、「1～29人」が717万人（非農林業女性雇用者数に占める割合31.1%）と最も多く、次いで「500人以上」547万人（同23.7%）、「100～499人」439万人（同19.0%）、「30～99人」381万人（同16.5%）の順となっており、「官公」は201万人（同8.7%）となっている。「30～99人」（前年差5万人増、前年比1.3%増）、「100～499人」（同17万人増、同4.0%増）、「500人以上」（同4万人増、同0.7%増）は前年に比べ増加しているが、「1～29人」（同7万人減、同1.0%減）、「官公」（同3万人減、同1.5%減）は前年よりも減少した。

男性は「500人以上」が882万人（男性雇用者総数に占める割合28.4%）で最も多く、「1～29人」866万人（同27.9%）、「100～499人」580万人（同18.7%）、「30～99人」470万人（同15.1%）の順となっており、「官公」は288万人（同9.3%）となっている。前年と比べると、100人未満の企業規模で減少となっているが、特に「1～29人」（前年差25万人減、前年比2.8%減）の減少幅が大きくなっている（付表18-1、18-2）

(6) 雇用形態別雇用者数

① 従業上の地位（常雇・臨時雇・日雇）別雇用者数

～女性の「常雇」2年ぶりに増加、男性の「常雇」は3年連続減少

平成22年の非農林業女性雇用者数を、従業上の地位（常雇・臨時雇・日雇）別にみると、「常雇」（役員及び1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者）は1,823万人となり、前年に比べ22万人増加（前年比1.2%増）し、2年ぶりの増加となった。「臨時雇」（1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者）は426万人と6万人減少（前年比1.4%減）し、2年ぶりの減少となった。「日雇」（日々又は1か月未満の契約で雇われている者）は56万人と1万人増加（同1.8%増）し、7年ぶりの増加となった。

男性は「常雇」が2,842万人と3年連続で減少（前年差27万人減、前年比0.9%減）となったほか、「臨時雇」が218万人（同10万人増、同4.8%増）、「日雇」が44万人（同1万人減、同2.2%減）となった（付表19-1）。

② 雇用形態（勤め先での呼称による）別雇用者数

～女性の非正規の職員・従業員の割合過去最高

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」により、役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、平成22年の女性は、「正規の職員・従業員」が1,046万人（前年同）、「非正規の職員・従業員」が1,218万人（前年差22万人増、前年比1.8%増）となり、前年に比べ「非正規の職員・従業員」は増加した。

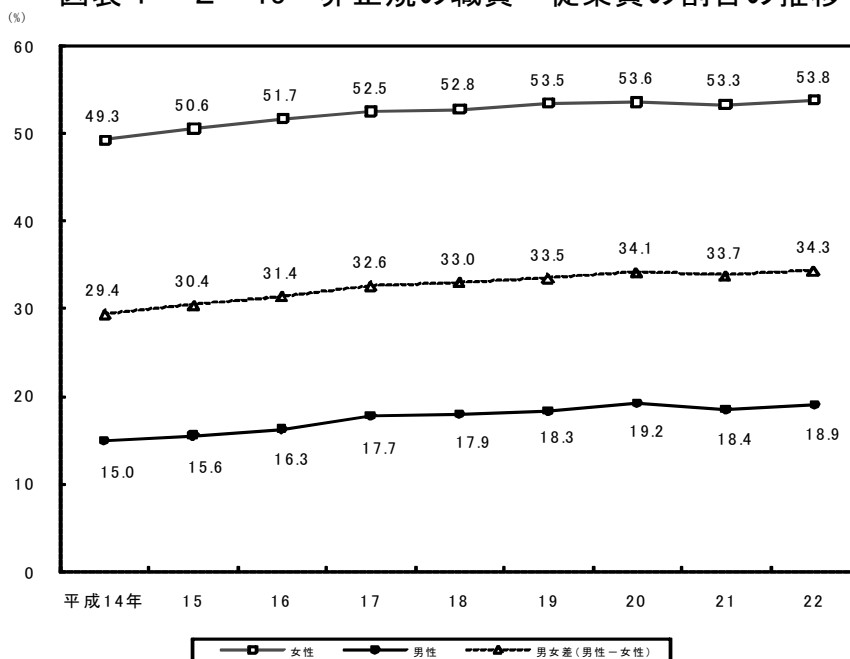
「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は933万人（同30万人増、同3.3%増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は61万人（同11万人減、同15.3%減）、「契約社員・嘱託」は151万人（同3万人増、2.0%増）、「その他」は73万人（前年同）となった。

構成比（役員を除く女性雇用者総数に占める割合）は、「正規の職員・従業員」46.2%（前年差0.5%ポイント低下）、「非正規の職員・従業員」53.8%（同0.5%ポイント上昇）となり、「非正規の職員・従業員」の割合は、比較可能な平成14年以降で最高となった。また、「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」41.2%（同0.9%ポイント上昇）、「労働者派遣事業所の派遣社員」2.7%（前年差0.5%ポイント低下）、「契約社員・嘱託」6.7%（同0.1%ポイント上昇）、「その他」3.2%（同0.1%ポイント低下）となった。

男性は、「正規の職員・従業員」が2,309万人（前年差25万人減、前年比1.1%減）と3年連続の減少、「非正規の職員・従業員」が539万人（同12万人増、同2.3%増）となり、前年に比べ「正規の職員・従業員」は減少、「非正規の職員・従業員」は増加した。

「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は259万人（同9万人増、同3.6%増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は35万人（同2万人減、同5.4%減）、「契約社員・嘱託」は180万人（同7万人増、同4.0%増）、「その他」は65万人（同2万人減、同3.0%減）となっている。構成比（役員を除く男性雇用者総数に占める割合）は、「正規の職員・従業員」81.1%（前年差0.5%ポイント低下）、「非正規の職員・従業員」18.9%（同0.5%ポイント上昇）、うち「パート・アルバイト」9.1%（同0.4%ポイント上昇）、「労働者派遣事業所の派遣社員」1.2%（同0.1%ポイント低下）、「契約社員・嘱託」6.3%（同0.3%ポイント上昇）、「その他」2.3%（前年同）となった（図表1-2-13、付表20-1、20-2）。

図表 1-2-13 非正規の職員・従業員の割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

(7) 女性の配偶関係別雇用者数

～「有配偶」は2年ぶりの増加で過去最多、「死別・離別」は3年連続増加で過去最多

総務省統計局「労働力調査」により、平成22年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、「有配偶」が1,319万人（非農林業女性雇用者数に占める割合57.2%）と最も多くなっている。また、「未婚」は718万人（同31.1%）、「死別・離別」は257万人（同11.1%）となっている。「有配偶」は前年に比べ12万人増加（前年比0.9%増）し、2年ぶりの増加で過去最多となった。また、「未婚」は2万人減少（同0.3%減）し、2年連続の減少となった。一方、「死別・離別」は5万人増加（同1.9%増）し3年連続の増加で過去最多となっている（付表21）。

(8) 教育別雇用者数の構成比

～女性は「短大・高専卒」、「大学・大学院卒」が過去最大

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」により、役員を除く雇用者数を教育の状況別にその構成比をみると、平成22年の女性は、「在学中」が2.6%（前年差0.1%ポイント低下）、「小学・中学・高校・旧中卒」が51.6%（同0.8%ポイント低下）、「短大・高専卒」が27.5%（同0.2%ポイント上昇）、「大学・大学院卒」が16.2%（同0.4%ポイント上昇）となっている。

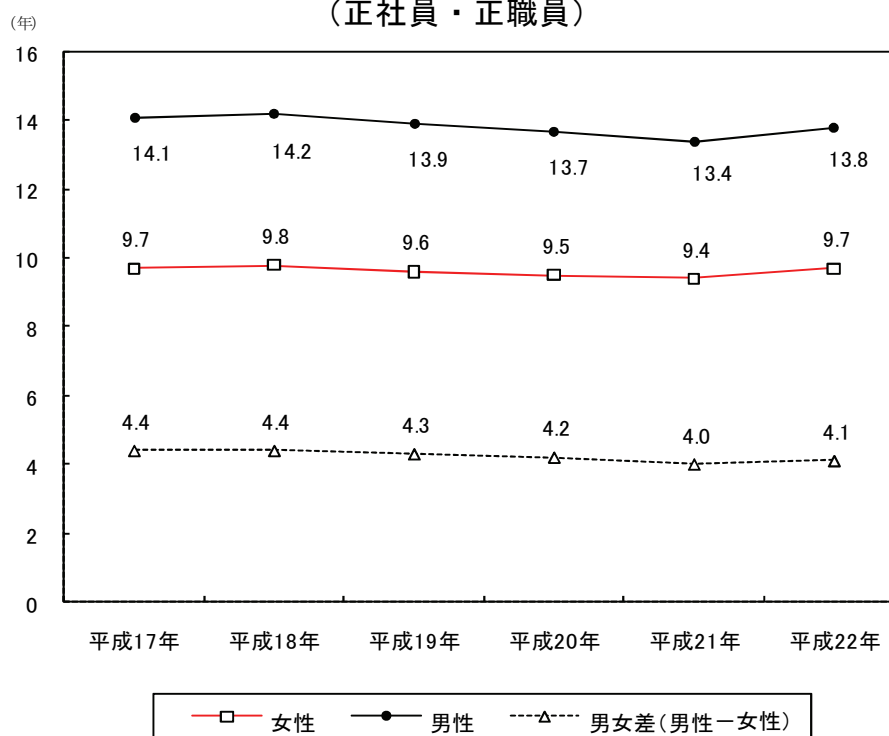
男性は、「在学中」が2.3%（同0.1%ポイント上昇）、「小学・中学・高校・旧中卒」が51.4%（同0.8%ポイント低下）、「短大・高専卒」が10.6%（前年同）、「大学・大学院卒」が33.9%（前年差0.4%ポイント上昇）となっており、女性、男性とも「大学・大学院卒」の割合、実数とも過去最大となっている（付表25）。

(9) 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢

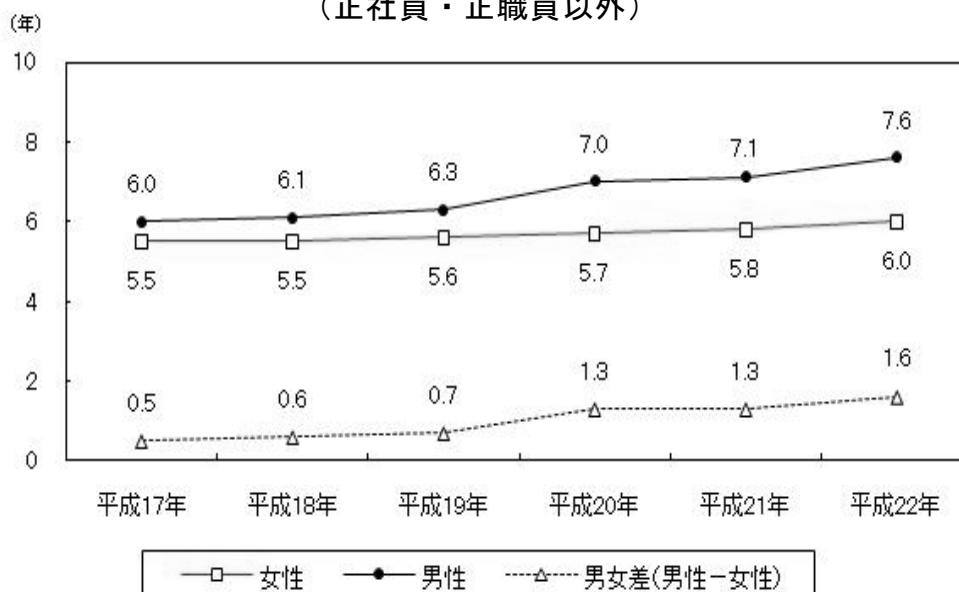
① 一般労働者の平均勤続年数 ～男女差は拡大

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所。以下「企業規模10人以上」という。）により、平成22年の一般労働者の平均勤続年数をみると、正社員・正職員の女性は9.7年（前年9.4年）、男性は13.8年（同13.4年）と、男女とも前年に比べ長くなり、男女差は4.1年（同4.0年）と、前年に比べ拡大した。また、正社員・正職員以外の女性は6.0年（同5.8年）、男性は7.6年（同7.1年）であった（図表1-2-14、付表26）。

図表1-2-14 一般労働者の平均勤続年数の推移
(正社員・正職員)



(正社員・正職員以外)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正社員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。
4 企業規模10人以上の結果を集計している。

② 一般労働者の平均年齢 ～男女とも過去最高

平成22年の一般労働者の平均年齢は、正社員・正職員の女性は38.7歳（前年38.5歳）、男性は41.5歳（前年同）であり、女性は前年に比べ0.2歳高くなった。

また、正社員・正職員以外の女性は42.9歳（同42.3歳）、男性は47.4歳（同46.6歳）であり、女性は前年に比べ0.6歳、男性は0.8歳高くなった（付表27）。

第3節 労働市場の状況

1 一般職業紹介状況 ～新規求人倍率、有効求人倍率ともに上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」により、新規学卒者及びパートタイムを除く一般職業紹介状況をみると、平成22年平均の新規求人数（男女計）は、月あたり35万583人で、前年に比べ3万916人の増加（前年比9.7%増）となった。

新規求職者数（男女計）は47万3,643人で、前年に比べ2万2,498人の減少（前年比4.5%減）となった。

新規求人倍率は0.74倍で前年に比べて0.1%ポイント上昇した。また、有効求人倍率は0.43倍となり、前年に比べて0.05%ポイント上昇した（付表31）。

2 一般労働者の入職・離職状況

(1) 一般労働者の入職者数、離職者数 ～女性入職者数、離職者数ともに減少

厚生労働省「雇用動向調査」により一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が少ない者）を除く者）の労働移動の状況をみると、平成22年上半期の女性の入職者数は99万人となり、前年同期に比べ8万人の減少（前年同期比7.5%減）であった。一方、女性の離職者数は94万人となり、前年同期に比べ4万人の減少（同4.1%減）であった。

男性については、入職者数は128万人（前年同期差3万人減、前年同期比2.3%減）、離職者129万人（同23万人減、同15.1%減）であった（付表32-1）。

(2) 一般労働者の入職率、離職率 ～男女とも入職率、離職率が低下

平成22年上半期の女性の一般労働者の入職率（在籍者に対する入職者の割合）は9.0%（前年同期9.9%）、離職率（在籍者に対する離職者の割合）は8.6%（同9.1%）となっており、0.4%ポイントの入職超過となっている。男性の入職率、離職率はともに5.8%であった（同5.9%、6.8%）（付表32-2）。

(3) 職歴別一般労働者への入職者の状況 ～女性は転職入職者、未就業者とも減少

平成22年上半期の一般労働者への入職者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は99万人（前年同期107万人）であるが、「転職入職者」

(当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者)は55万人、「未就業者」(当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者)は44万人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は4万人減、「未就業者」は4万人減となっている。また「未就業者」については「新規学卒者」(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で前年に最終の学校を卒業した者)が29万人(前年同期差6万人減)、「一般未就業者」(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者)が15万人(前年同期差2万人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ0.5%ポイント上昇し55.6%、「未就業者」が0.5%ポイント低下し44.4%となっているが、「未就業者」のうち「新規学卒者」は29.3%(前年同期差3.4%ポイント低下)、「一般未就業者」は15.2%(同3.1%ポイント上昇)となっている(付表34-1、34-2)。

男性の入職者数は128万人(前年同期131万人)であるが、「転職入職者」は83万人、「未就業者」は45万人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は増減なし、「未就業者」は4万人減となっている。また「未就業者」については「新規学卒者」が31万人(前年同期差5万人減)、「一般未就業者」が14万人(同1万人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年に比べ1.4%ポイント上昇し64.8%、「未就業者」が2.2%ポイント低下し35.2%となっているが、「未就業者」のうち「新規学卒者」は24.2%(前年同期差3.3%ポイント低下)、「一般未就業者」は10.9%(同1.0%ポイント上昇)となっている。

男女とも一般労働者への入職者数は過去最少となっている(付表35-1、35-2)。

3 新規学卒者の就職状況

(1) 高校新卒者、大学新卒者の就職率及び就職内定率

① 高校新卒者の就職率及び就職内定率 ～男女とも就職率は低下、内定率は上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」により、高校新卒者の就職状況をみると、平成22年3月卒業者の就職率は前年に比べ0.6%ポイント低下し97.2%であった。これを男女別にみると、女性は前年に比べ0.6%ポイント低下し96.3%、男性も0.6%ポイント低下し97.9%となっており、女性が男性を1.6%ポイント下回っている。

また、平成23年3月卒業予定者の就職内定率(平成23年1月末現在)は83.5%となっているが、女性は78.7%、男性は87.0%となっており、女性が男性を8.3%ポイント下回っている。前年に比べると、女性は2.2%ポイント、男性は2.3%ポイント高くなっている(付表37)。

② 大学新卒者の就職率及び就職内定率 ～内定率は男女とも過去最低の水準

厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者就職内定状況等調査」により、大学新卒者の就職状況をみると、平成22年3月卒業者の就職率（平成22年4月1日現在）は、前年に比べ3.9%ポイント低下し91.8%であった。これを男女別にみると、女性は前年に比べ3.9%ポイント低下し91.5%、男性は3.9%ポイント低下し92.0%となっており、女性が男性を0.5%ポイント下回っている。

また、平成23年3月卒業予定者の就職内定率（平成23年2月1日現在）は77.4%となっているが、女性は75.7%、男性は78.9%となっており、女性が男性を3.2%ポイント下回っている。前年に比べると、女性は4.2%ポイント、男性は1.2%ポイント低くなっており、男女とも平成8年度の調査開始以来過去最低の水準となった（付表38）。

(2) 学歴別新規学卒就職者数 ～女性の大学卒の割合過去最大

文部科学省「学校基本調査」により、平成22年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、女性は大学卒業者が15万6,102人で最も多く、次いで高等学校卒業生6万9,252人、短期大学卒業生4万3,389人、中学校卒業生1,427人の順となっている。前年と比べると、大学卒業者は18,932人減、高等学校卒業者は11,068人減、短期大学卒業者は6,935人減、中学校卒業者は315人減となっており、すべての学歴で減少している。

また、学歴別の構成比をみると、大学卒業者は前年に比べ0.9%ポイント上昇し57.8%となったが、中学校卒業者は0.1%ポイント、高等学校卒業者は0.5%ポイント、短期大学卒業者は0.3%ポイント低下しそれぞれ0.5%、25.6%、16.1%となった。

男性については大学卒業者が17万3,088人と最も多く、次いで高等学校卒業生9万9,421人、中学校卒業生3,955人、短期大学卒業生3,334人の順となっている。前年と比べると、大学卒業者は34,363人減、高等学校卒業者は13,822人減、中学校卒業者は489人減、短期大学卒業者は929人減となっており、すべての学歴で減少している。

また、学歴別の構成比は、大学卒業者は1.1%ポイント、短期大学卒業者は0.1%ポイント低下し、それぞれ61.9%、1.2%となり、中学校卒業者は0.1%ポイント、高等学校卒業者は1.1%ポイント上昇し、それぞれ1.4%、35.5%となった（付表39-1、39-2）。

(3) 高等学校卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

～卒業者に占める就職者割合男女とも低下

平成22年3月の女性の高等学校卒業者数は、52万8,333人（前年比0.3%増）、うち就職者数は6万9,252人（同13.8%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は13.1%と、前年に比べ2.1%ポイント低下した。

男性は卒業生数が54万796人（前年比0.8%増）、うち就職者数は9万9,421人（同12.2%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は18.4%と、前年に比べ2.7%ポイント低下した（付表39-1、40）。

② 産業別学卒就職者 ～女性の「医療、福祉」の上昇幅大

平成22年度の高等学校卒業者のうち、就職者を産業別にみると、女性は「製造業」が23.7%、「卸売業、小売業」が17.5%、「医療、福祉」が17.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.3%と、この4産業で全体の69.7%を占めている。前年に比べると「製造業」は6.5%ポイントの低下、「卸売業、小売業」は1.6%ポイントの低下、「医療、福祉」は4.8%ポイントの上昇、「宿泊業、飲食サービス業」は1.5%ポイントの上昇となっており、「医療、福祉」における上昇幅が大きかった。

男性は「製造業」が44.3%、次いで「建設業」（12.6%）、「卸売業、小売業」（6.7%）となっている。前年に比べると「製造業」は9.6%ポイントの低下、「建設業」は4.3%ポイントの上昇、「卸売業、小売業」は0.6%ポイントの上昇であった（付表41-1、41-2）。

③ 職業別学卒就職者 ～女性は「サービス職業従事者」が最も多く、最も上昇

職業別にみると、女性は「サービス職業従事者」が30.4%で最も多く過去最大、次いで「事務従事者」（20.2% 過去最少）、「製造・制作作業員」（19.7%）、「販売従事者」（15.7% 過去最少）の順となっている。男性は「製造・制作作業員」が46.7%を占め、次いで「サービス職業従事者」（10.2%）となっている。前年に比べると、男女ともに「サービス職業従事者」の構成比が最も上昇した（女性：前年差5.9%ポイント上昇、男性：同2.6%ポイント上昇）（付表44-2）。

(4) 短期大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

～卒業者に占める就職者割合男女とも低下

平成 22 年 3 月の女性の短期大学卒業者数は、6 万 4,444 人（前年比 8.0%減）、うち就職者数は 4 万 3,389 人（同 13.8%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は 67.3%と、前年に比べ 4.6%ポイント低下した。

男性は卒業者数が 6,950 人（同 13.4%減）、うち就職者数は 3,334 人（同 21.8%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は 48.0%と、前年に比べ 5.1%ポイント低下した（付表 39-1、40）。

② 産業別学卒就職者 ～男女とも「医療、福祉」が最も多く、上昇幅も大きい

平成 22 年度の短期大学卒業者のうち、女性の就職者を産業別にみると、「医療、福祉」が 46.6%と最も多く、次いで「教育、学習支援業」14.2%、「卸売業、小売業」11.3%の順となっている。男性も「医療、福祉」が 37.4%で最も多く、次いで「卸売業、小売業」18.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」9.4%の順となっている。前年に比べると「医療、福祉」は女性が 5.2%ポイント、男性は 3.9%ポイント上昇しており、他の産業に比べ上昇幅が大きい（付表 42-2）。

③ 職業別学卒就職者 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

職業別にみると、平成 22 年度の女性は「専門的・技術的職業従事者」が 61.7%で最も多く過去最大、次いで「事務従事者」（19.9% 過去最少）、「販売従事者」（9.7%）の順となっている。男性も、「専門的・技術的職業従事者」が 52.1%で最も多く過去最大、「生産工程・労務作業者」（22.0%）が続く。前年と比べると男女ともに「専門的・技術的職業従事者」は上昇しており、女性は 4.5%ポイント、男性は 1.4%ポイントの上昇であった（付表 45-2）。

(5) 大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

～卒業者に占める就職者割合男女とも低下

平成 22 年 3 月の女性の大学卒業者数は、23 万 4,442 人（前年比 1.7%減）、うち就職者数は 15 万 6,102 人（同 10.8%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は 66.6%となり、前年と比べて 6.8%ポイント低下した。

男性は、卒業者数が 30 万 6,986 人（同 4.4%減）、うち就職者数は 17 万 3,088 人

(同 16.6%減)であり、卒業者に占める就職者の割合は 56.4% (前年差 8.2%ポイント低下)であった。

なお、卒業者数から進学者数を除いた就職者割合では、女性が 73.2% (前年 80.4%)、男性が 70.2% (同 78.5%) と、9 年連続して女性が男性を上回っている (付表 39-1、40)。

② 産業別学卒就職者 ～女性は「医療,福祉」、男性は「卸売業,小売業」が多い

平成 22 年度の女性の大学卒業者のうち、就職者を産業別にみると、「医療,福祉」が 19.0%と最も多く、次いで「卸売業,小売業」15.3%、「金融業,保険業」11.8%、「教育,学習支援業」11.4%の順になっている。前年に比べると「医療,福祉」は 4.3%ポイントの上昇、「卸売業,小売業」は 1.2%ポイントの低下、「金融業,保険業」は 2.3%ポイントの低下、「教育,学習支援業」は 2.2%ポイントの上昇となっており、「医療,福祉」における上昇幅が大きかった。

男性は「卸売業,小売業」が 17.4%で最も多く、次いで「製造業」15.9%、「情報通信業」8.8%、「公務 (他に分類されるものを除く)」8.1%の順となっている。前年に比べると「公務 (他に分類されるものを除く)」は 2.1%ポイントの上昇、「医療,福祉」は 1.8%ポイントの上昇と、上昇幅が大きかった (付表 43-2)。

③ 学卒就職者の職業別構成比

～女性は「事務従事者」、男性は「専門的・技術的職業従事者」が多い

職業別にみると、平成 22 年度の女性は「事務従事者」が 36.2%と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」35.9%、「販売従事者」17.6%の順となっている。前年に比べると「事務従事者」は 2.5%ポイントの低下で過去最少、「専門的・技術的職業従事者」は 2.0%ポイントの上昇、「販売従事者」は 0.8%ポイントの低下となっている。

男性は「専門的・技術的職業従事者」が 32.2%と最も多く、「事務従事者」28.9%、「販売従事者」24.2%の順となっているが、前年と比べ「専門的・技術的職業従事者」は 2.6%ポイントの低下、「事務従事者」は 0.8%ポイントの上昇、「販売従事者」は 0.7%ポイントの低下であった (付表 46-2)。

第4節 労働条件等の状況

1 賃金

(1) 一般労働者の賃金、男女間賃金格差

① 正社員・正職員 ～女性の所定内給与額前年を下回る

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模 10 人以上）によると、平成 22 年の女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、26 万 1,800 円（前年同）、うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は 24 万 4,000 円（前年比 0.3%減）となり、所定内給与額は前年を下回った。

一方、男性のきまって支給する現金給与額は、37 万 1,200 円（前年比 1.4%増）、うち所定内給与額は 33 万 8,500 円（同 0.3%増）で、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに 4 年ぶりに前年を上回った（図表 1-4-1、付表 52）。

図表 1-4-1 一般労働者の正社員・正職員の賃金実態

| | きまって支給する現金給与額 | | | | 年間賞与その他 特別給与額 | | 所定内 実労働時間数 | | 超過 実労働時間数 | |
|-----|---------------|---------|-------|---------|------------------|----------|---------------|-------|--------------|------|
| | (千円) | | (千円) | | (千円) | | (時間) | | (時間) | |
| 男女計 | 340.0 | (335.6) | 311.5 | (310.4) | 886.1 | (1000.2) | 165 | (165) | 13 | (11) |
| 女性 | 261.8 | (261.8) | 244.0 | (244.8) | 652.1 | (699.1) | 164 | (164) | 8 | (7) |
| 男性 | 371.2 | (366.0) | 338.5 | (337.4) | 979.4 | (1124.2) | 166 | (165) | 15 | (13) |

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 22 年）

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正社員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。
 4 企業規模 10 人以上の結果を集計している。
 5 () 内は前年の数値である。

② 正社員・正職員以外 ～女性の所定内給与額前年を下回る

平成 22 年の女性一般労働者の正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は、18 万 900 円（前年比 0.1%減）、うち所定内給与額は 17 万 900 円（同 0.7%減）となった。きまって支給する現金給与額は 2 年連続、所定内給与額は 4 年ぶりに前年を下回る結果となった。

一方、男性のきまって支給する現金給与額は、25 万 900 円（前年比 3.4%増）、うち所定内給与額は 22 万 8,800 円（同 3.1%増）で、きまって支給する現金給与額、

所定内給与額ともに3年ぶりに前年を上回る結果となった（図表1-4-2、付表52）。

図表1-4-2 一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態

| | きまって支給する現金給与額 | | 年間賞与その他 特別給与額 (千円) | 所定内 実労働時間数 (時間) | 超過 実労働時間数 (時間) |
|-----|---------------|----------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|
| | (千円) | 所定内給与額 (千円) | | | |
| 男女計 | 213.7 (208.8) | 198.1 (194.6) | 182.5 (188.3) | 163 (163) | 10 (9) |
| 女性 | 180.9 (181.0) | 170.9 (172.1) | 137.4 (142.8) | 161 (161) | 7 (6) |
| 男性 | 250.9 (242.7) | 228.8 (222.0) | 233.5 (243.8) | 166 (166) | 13 (13) |

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成22年）

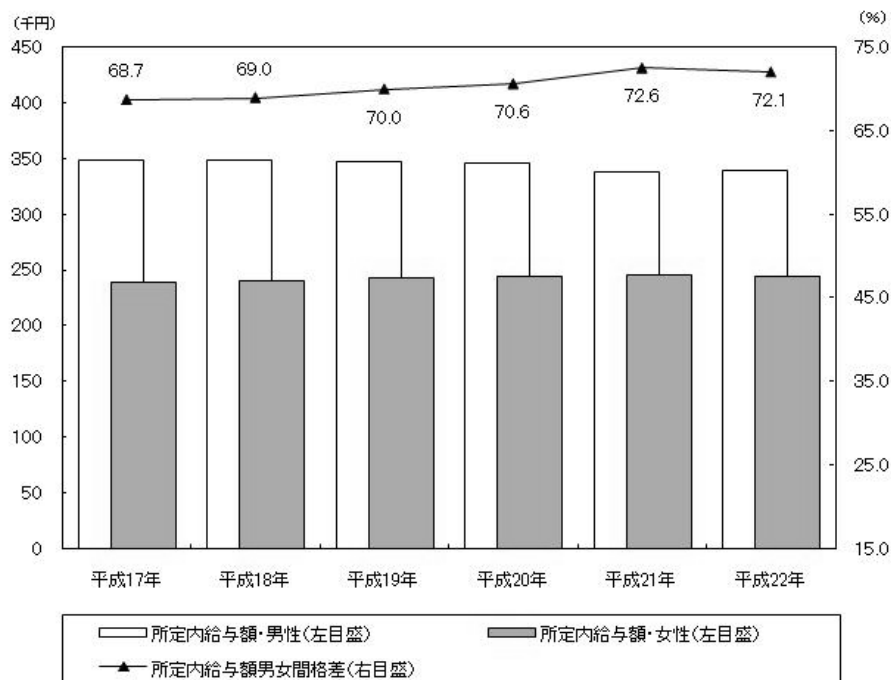
- (注)
- 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。
 - 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 - 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正社員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。
 - 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 - 5 ()内は前年の数値である。

③ 男女間の賃金格差

～所定内給与額の男女間賃金格差は正社員・正職員は72.1、正社員・正職員以外は74.7と前年に比べ格差大

一般労働者の正社員・正職員の男女間の賃金格差（男性＝100.0とした場合の女性の給与額）は、きまって支給する現金給与額で70.5（前年71.5）、所定内給与額で72.1（同72.6）となった。正社員・正社員以外については、きまって支給する現金給与額で72.1（前年74.6）、所定内給与額で74.7（同77.5）となった（図表1-4-3、付表52）。

図表 1-4-3 一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正社員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \text{女性の所定内給与額} \div \text{男性の所定内給与額} \times 100$$

(2) 一般労働者の男女間賃金格差の要因 ～役職や勤続年数の違いによる影響大

平成22年の一般労働者（正社員・正職員及び正社員・正職員以外の計）の所定内給与額は女性が22万7,600円、男性は32万8,300円となっており、男女間の賃金格差（男性=100.0とした場合の女性の給与額）は69.3となっている（付表52）。

この格差について、学歴や年齢、勤続年数、職階（部長、課長、係長などの職階）の違いによって生じる賃金格差生成効果（女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、格差がどの程度縮小するかをみて算出）を算出すると、職階の違いによる影響が9.6と最も大きくなっており、職階の違いを調整すると男女間の賃金格差は80.9となる。勤続年数の違いによる影響も5.1と大きくなっており、勤続年数の違いを調整すると格差は74.4となる。

その他、年齢は1.2、学歴は0.9、労働時間は1.3、企業規模は0.7と影響は小さく、産業については、男女間賃金格差を縮小する方向に作用している（図表1-4-4）。

図表1-4-4 男女間の賃金格差の要因（単純分析）

| 要 因 | 男女間賃金格差 | | 男女間 格差 縮小の 程度 ②-① |
|------|---------------------|------------|-------------------------------|
| | 調 整 前 (原数値) ① | 調 整 後 ② | |
| 勤続年数 | 69.3 | 74.4 | 5.1 |
| 職 階 | 71.3 | 80.9 | 9.6 |
| 年 齢 | 69.3 | 70.5 | 1.2 |
| 学 歴 | | 70.2 | 0.9 |
| 労働時間 | | 70.6 | 1.3 |
| 企業規模 | | 70.0 | 0.7 |
| 産 業 | | 66.7 | -2.6 |

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成22年）結果を用いて算出。
 注）1. 「調整前（原数値）」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準
 2. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準
 3. 「職階」による調査結果については、調整の都合上、一部のデータを除外している所以他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要

(3) 学歴別新規学卒採用者の初任給、男女間格差

～男女間格差は高校卒、大学卒技術系で縮小

新規学卒者（平成22年3月卒）の初任給は、女性は高校卒で15万3,200円（前年比0.1%増）、高専・短大卒で16万8,200円（同2.0%減）、大学卒事務系で19万700円（同1.1%減）、大学卒技術系で20万1,300円（同0.2%増）であった。

また、男性も高校卒で16万700円（同0.1%減）、高専・短大卒で17万3,600円（同1.3%減）、大学卒事務系で19万9,500円（同0.9%減）、大学卒技術系で20万1,600円（同0.05%増）であった。

初任給について男女間賃金格差（男性=100.0とした場合の女性の初任給）をみると、高校卒で95.3（前年差0.2%ポイント上昇）、高専・短大卒で96.9（同0.8%ポイント低下）、大学卒事務系で95.6（同0.2%ポイント低下）、大学卒技術系99.9

(同 0.2%ポイント上昇) と、高校卒、大学卒技術系で男女間賃金格差が縮小した(付表 58)。

2 労働時間

(1) 常用労働者の労働時間、出勤日数 ～男女とも増加

厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模 5 人以上)を用いて算出したところ、平成 22 年の女性常用労働者 1 人平均月間総実労働時間は 126.9 時間(前年比 0.6%増)、うち所定内労働時間は 121.6 時間(同 0.4%増)、所定外労働時間は 5.3 時間(同 3.9%増)であった。前年と比べると、総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間のすべてで増加した。

男性は総実労働時間 161.4 時間(前年比 1.8%増)、うち所定内労働時間は 147.7 時間(同 1.1%増)、所定外労働時間は 13.7 時間(同 10.5%増)であり、女性と同様、前年に比べ総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間すべてで増加した。

また、平均月間出勤日数は、女性 18.2 日(前年比 0.6%増)、男性 19.7 日(同 1.0%増)となっており、男女とも前年に比べ増加している(付表 59)。

(2) 産業別労働時間、出勤日数 ～労働時間、出勤日数ともに製造業で増加大

女性常用労働者の労働時間、出勤日数の状況を主な産業についてみると、総実労働時間数は「製造業」は 143.7 時間、「情報通信業」は 149.2 時間、「複合サービス事業」は 142.0 時間、「教育、学習支援業」は 121.6 時間、「不動産業、物品賃貸業」は 135.5 時間となっており、製造業の増加が大きかった。

また、出勤日数は、「製造業」19.1 日、「宿泊業、飲食サービス業」16.0 日、「複合サービス事業」18.4 日、「教育、学習支援業」16.6 日となっており、製造業の増加が大きかった(付表 60-1)。

3 勤労者世帯の家計

(1) 勤労者世帯の収入 ～平均実収入 0.5%増

総務省統計局「家計調査」によると、平成 22 年の二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む。以下同じ。)1 世帯当たりの 1 ヶ月の平均実収入は 52 万 692 円(前年比 0.5%増)で、この実収入の内訳をみると、世帯主収入は 41 万 7,281 円(同 0.5%減)、配偶者の収入が 5 万 6,493 円(1.5%増)であった(付表 76)。

また、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の中で、核家族世帯について、1 ヶ月の

平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月59万9,445円（前年比2.4%増）、世帯主のみ働いている世帯は49万1,753円（同1.9%増）となっている。共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を10万7,692円上回っており、両者とも前年に比べ増加している。

なお、核家族共働き世帯の世帯主の勤め先収入は42万7,384円（同1.3%増）だが、世帯主のみ働いている世帯は45万6,491円（同1.2%増）で、共働き世帯を2万9,107円上回っている。

一方、核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は14万6,863円（同3.8%増）で、実収入に占める割合は24.5%となり、前年の24.2%に比べ0.3%ポイント上昇した（付表77）。

(2) 勤労者世帯の消費支出 ～消費支出0.2%減

平成22年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は31万8,315円（前年比0.2%減）となった（付表76）。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯（消費支出33万409円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同30万4,484円）で比較してみると、共働き世帯の方が「交通・通信」、「その他の消費支出」等について高くなっており、「住居」、「保健医療」等は低くなっている（付表77）。

第5節 短時間労働者の状況

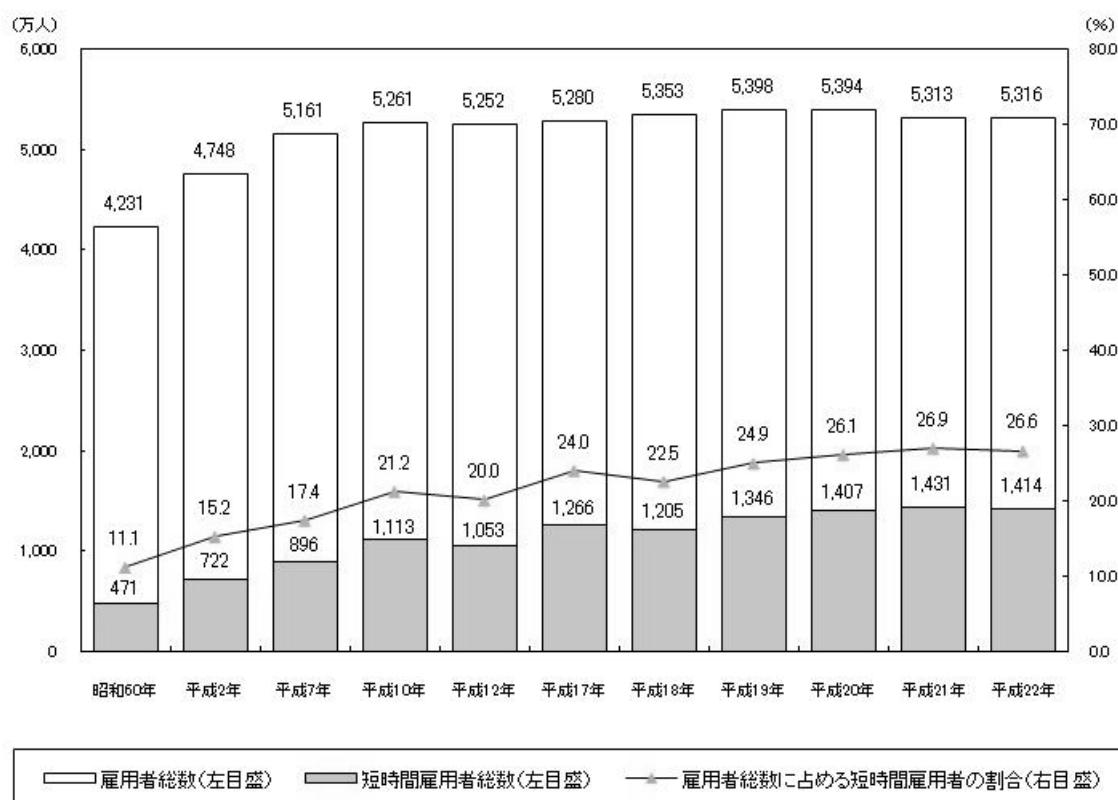
1 短時間労働者の就業状況

(1) 短時間雇用者数、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合

～雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は4年ぶりに減少

総務省統計局「労働力調査」によると、非農林業雇用者（休業者を除く。以下同じ。）のうち週間就業時間が35時間未満雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）は、平成22年には1,414万人（男女計）となり、前年に比べ17万人減少した（前年比1.2%減）。非農林業雇用者総数（5,316万人）に占める短時間雇用者の割合は4年ぶりに減少し、26.6%となっている（図表1-5-1、付表78）。

図表1-5-1 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

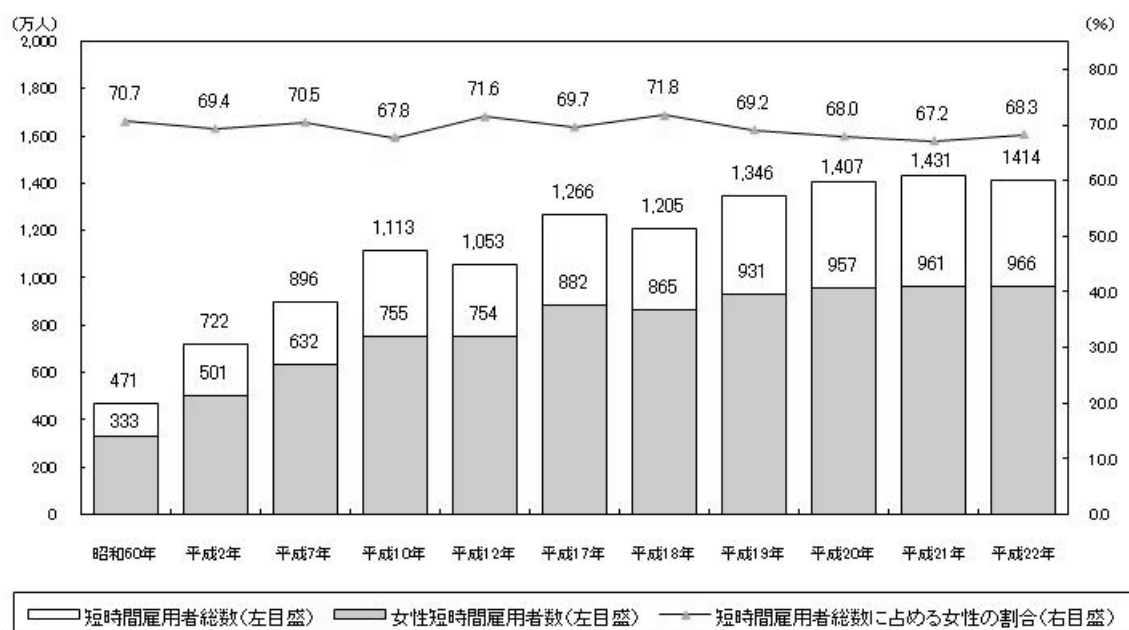
(注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。

2 雇用者総数は農林業及び休業者を除く。

(2) 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合 ～女性の短時間雇用者数増加

短時間雇用者数を男女別にみると、女性は966万人と、前年に比べ5万人増加（前年比0.5%増）し、4年連続増加し、過去最高となった。男性は、21万人減少（同4.5%減）し449万人となった。なお、短時間雇用者に占める女性の割合は前年に比べ1.1%ポイント上昇し68.3%となり、4年ぶりの増加となった（図表1-5-2、付表78）。

図表1-5-2 短時間雇用者数及び短時間雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(注)「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。

(3) 産業別短時間雇用者数

① 産業別短時間雇用者数

～女性は「医療、福祉」の増加幅大、「製造業」は特に男性の減少幅大

総務省統計局「労働力調査」により、平成22年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が238万人（女性短時間雇用者総数に占める割合24.6%）と最も多く、次いで「医療、福祉」175万人（同18.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」125万人（同12.9%）、「製造業」96万人（同9.9%）の順となっている。前年に比べ、「医療、福祉」が10万人増（前年比6.1%増）と増加幅が大きかったが、「製造業」は9万人減（同8.6%減）と減少幅が大きかった。

男性は「製造業」が78万人（男性短時間雇用者総数に占める割合17.4%）と最

も多く、次いで「卸売業，小売業」67万人（同14.9%）、「サービス業（他に分類されないもの）」49万人（同10.9%）、「建設業」38万人（同8.5%）の順となっている。「製造業」は前年に比べ27万人減（前年比25.7%減）と減少幅が大きかった（付表79-1、79-2）。

② 短時間雇用者比率（雇用者総数に占める短時間雇用者の割合）

～女性は「宿泊業，飲食サービス業」、男性は「宿泊業，飲食サービス業」、**「不動産業，物品賃貸業」が高い**

雇用者に占める短時間雇用者の割合を産業別にみると、女性は「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く（非農林業女性雇用者に占める割合65.1%）、次いで「卸売業，小売業」（50.7%）の順となっている。

男性は「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く（非農林業男性雇用者に占める割合31.4%）、次いで「不動産業，物品賃貸業」（23.0%）、「教育，学習支援業」（21.5%）の順となっている（付表79-2）。

(4) 企業規模別短時間雇用者数

① 企業規模別短時間雇用者数

～女性は「30～99人」の増加幅大、男性は「30～99人」と「100～499人」の減少幅大

平成22年の女性短時間雇用者数を企業規模別にみると、「1～29人」が349万人（女性短時間雇用者総数に占める割合36.1%）と最も多く、次いで「500人以上」229万人（同23.7%）、「100～499人」161万人（同16.7%）、「30～99人」156万人（同16.1%）の順となっており、「官公」は62万人（同6.4%）となっている。前年と比べると、短時間雇用者数は「30～99人」（前年比3万人増）、「1～29人」及び「100～499人」（同1万人増）は増加し、「500人以上」と「官公」は前年同であった。

男性は「1～29人」が142万人（男性短時間雇用者総数に占める割合31.6%）で最も多く、次いで「500人以上」120万人（同26.7%）、「100～499人」75万人（同16.7%）、「30～99人」66万人（同14.7%）の順となっており、「官公」は43万人（同9.6%）となっている。前年と比べると、「官公」（前年同）を除くすべての企業規模で短時間雇用者数が減少したが、「30～99人」と「100～499人」がそれぞれ6万人減少し、減少幅が大きかった（付表80-1、80-2）。

② 企業規模別短時間雇用者比率 ～男女とも「1～29人」が最も高い

雇用者に占める短時間雇用者の割合を企業規模別にみると、女性は「1～29人」が最も高く（非農林業女性雇用者に占める割合 49.6%）、次いで「500人以上」（43.0%）、「30～99人」（41.8%）、「100～499人」（37.5%）の順となっている。また、「官公」は32.3%となっている。

男性は「1～29人」が最も高く（非農林業男性雇用者に占める割合 16.7%）、次いで「30～99人」（14.2%）、「500人以上」（13.7%）、「100～499人」（13.0%）の順となっている。また、「官公」は15.1%となっている（付表80-2）。

(5) 短時間労働者の労働条件

～女性短時間労働者の平均勤続年数は5.4年、1時間当たり所定内給与額は979円

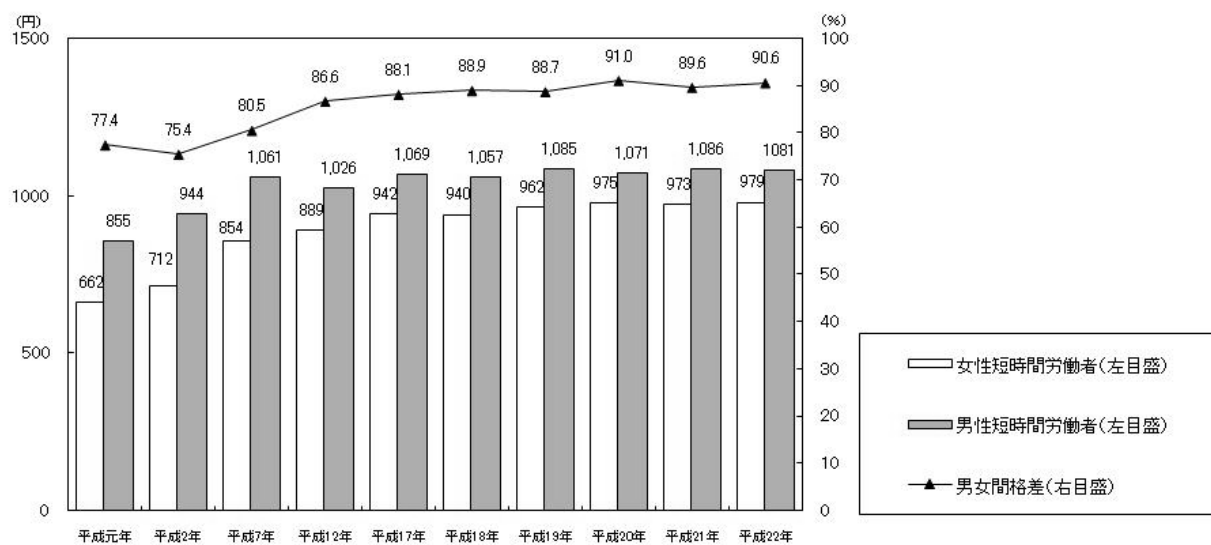
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）によると、平成22年の女性短時間労働者の平均勤続年数は5.4年であり、前年に比べ0.3年長くなった。男性は4.4年で、前年に比べ0.3年長くなった。

平成22年の女性短時間労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.2時間で前年と同じであった。また、実労働日数は17.4日となり前年に比べ0.3日増加した。男性の1日当たり所定内実労働時間は5.4時間（前年同）、実労働日数は16.0日（前年差0.5日増）であった（付表83）。

平成22年の女性短時間労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は979円で、前年に比べ6円増加、一方男性は1,081円で、前年に比べ5円減少した。また、男女間の賃金格差（男性＝100.0とした場合の女性の給与額）は90.6となり、前年に比べ1.0ポイント上昇した（図表1-5-3、付表85-1、85-2）。

短時間労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、女性は3万2,100円と前年より100円増加した。男性は3万3,900円で前年より5,700円減少した（付表86）。

図表 1-5-3 短時間労働者の1時間あたり所定内給与額と男女間格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。

2 企業規模10人以上の結果を集計している。

3 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \text{女性の所定内給与額} \div \text{男性の所定内給与額} \times 100$$

2 短時間労働者の労働市場

(1) パートタイム労働者の職業紹介状況～新規求人倍率、有効求人倍率ともに上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」により、平成22年のパートタイム労働者（男女計）の職業紹介状況をみると、新規求人数は、月平均22万894人で、前年に比べ1万7,823人増加した（前年比8.8%増）。新規求職者数は、月平均17万1,205人であり、7,457人の増加（同4.6%増）となった。新規求人倍率は1.29倍で前年の1.24倍から0.05ポイント上昇した。また、有効求人倍率は0.79倍となり、前年より0.02ポイント上昇している（付表81）。

(2) パートタイム労働者の入職・離職状況

① パートタイム労働者の入職者数、離職者数

～入職者数、離職者数は男女ともに減少

厚生労働省「雇用動向調査」によりパートタイム労働者の労働移動の状況をみると、平成22年上半期の女性の入職者数は96万人となり、前年同期に比べ16万人減少（前年同期比14.3%減）し2年ぶりの減少となった。一方、離職者数は104万人となり、前年同期に比べ10万人減少（同8.8%減）し、2年ぶりの減少となった。

男性については、入職者数50万人（前年同期差9万人減、前年同期比15.3%減）、離職者数49万人（同10万人減、同16.9%減）であった（付表32-1）。

② パートタイム労働者の入職率・離職率

～女性は離職超過、男性は入職超過

厚生労働省「雇用動向調査」によると、平成22年上半期の女性のパートタイム労働者の入職率（在籍者に対する入職者の割合）は11.4%（前年同期13.4%）、離職率（在籍者に対する離職者の割合）12.3%（前年同期13.6%）となっており、0.9ポイントの離職超過となった。男性の入職率は17.8%（前年同期21.6%）、離職率は17.7%（前年同期21.6%）となっており、0.1%の入職超過となった（付表32-1、32-2）。

③ 職歴別パートタイム労働者の入職者の状況

～女性は転職入職者の割合が上昇、未就業者の割合が低下

平成22年上半期のパートタイム労働者への入職者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は96万人（前年同期112万人）であるが、「転職入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）は57万人、「未就

業者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者）は39万人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は7万人減、「未就業者」は9万人減となっている。また「未就業者」については「新規学卒者」（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で前年に最終の学校を卒業した者）が7万人（前年同期差2万人減）、「一般未就業者」（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）が32万人（前年同期差7万人減）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ2.3%ポイント上昇し59.4%、「未就業者」が2.3%ポイント低下し40.6%となっているが、「未就業者」のうち「新規学卒者」は7.3%（前年同期差0.7%ポイント低下）、「一般未就業者」は33.3%（同1.5%ポイント低下）となっている（付表34-1、34-2）。

男性の入職者数は50万人（前年同期59万人）であるが、「転職入職者」は31万人、「未就業者」は19万人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は4万人減、「未就業者」は5万人減となっている。また「未就業者」については「新規学卒者」が7万人（前年同期差2万人減）、「一般未就業者」が12万人（同3万人減）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年に比べ2.7%ポイント上昇し62.0%、「未就業者」が2.7%ポイント低下し38.0%となっているが、「未就業者」のうち「新規学卒者」は14.0%（前年同期差1.3%低下）、「一般未就業者」は24.0%（同1.4%ポイント低下）となっている（付表35-1、35-2）。

第6節 家内労働者の就業状況

(1) 家内労働者数 ～男女とも減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成22年の家内労働者数は、13万6,289人で、前年に比べ8,862人の減少（前年比6.1%減）となった。

男女別にみると、女性は12万3,098人（家内労働者総数に占める割合90.3%）、男性は1万3,191人（同9.7%）であり、前年と比べると、女性は7,779人（前年比5.9%減）、男性は1,083人（同7.6%減）の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は12万9,577人（家内労働者数に占める割合95.1%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は5,900人（同4.3%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は812人（同0.6%）となっている。

前年と比べると、「内職的家内労働者」は6,964人（前年比5.1%減）、「専業的家内労働者」は1,448人（同19.7%減）、「副業的家内労働者」は450人（同35.7%減）の減少となっている（付表87）。

(2) 業種別家内労働者数 ～男女とも「繊維工業」が最も多い

平成22年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「繊維工業」が3万9,779人と最も多く、次いで「その他（雑貨等）」が2万4,769人、「電気機械器具製造業」が1万5,266人の順となっている。構成比（女性の家内労働者に占める割合）は、「繊維工業」32.3%、「その他（雑貨等）」20.1%、「電気機械器具製造業」12.4%となり、これら3業種で女性の家内労働者全体の6割以上を占めている。

男性も、「繊維工業」が3,542人と最も多く、次いで「その他（雑貨等）」が2,460人、「電気機械器具製造業」が1,415人の順となっている。構成比（男性の家内労働者に占める割合）は、「繊維工業」26.9%、「その他（雑貨等）」18.6%、「電気機械器具製造業」10.7%となり、これら3業種で5割以上を占めている（付表88）。